

随意契約理由

令和4年(2022年)11月15日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市住民総合システム端末セットアップ(令和4年度端末更改)業務
契約内容	豊中市住民総合システム端末セットアップ(令和4年度端末更改)業務一式
契約締結日 及び契約期間	令和4年10月21日 令和4年10月21日から令和5年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市西区土佐堀二丁目2番17号 富士フイルムシステムサービス株式会社
契約金額	1,551,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>豊中市住民記録システムは富士ゼロックスシステムサービス株式会社(令和3年4月1日より富士フイルムシステムサービス株式会社に社名変更)が独自に開発を行ったもので、今回行う契約はそのシステムのセットアップ作業にあたる。</p> <p>そのため、他の事業者では適切かつ確実なシステム変更ができず、既存の税総合システムにおける安定使用および品質の確保に支障をきたす恐れがあるため、随意契約を行うもの。</p>